

第4回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第47号 いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 2 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を
はかるための、政府予算に関する意見書採択の要請についての請願
- 第 3 議案第48号 いちき串木野市水道事業給水条例及びいちき串木野市公共下水道条例の
一部を改正する条例の制定について
- 第 4 国特予算議案第3号 平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）
- 第 5 公下水特予算議案第2号 平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予
算（第1号）
- 第 6 予算議案第5号 平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第1 意見書案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式
学級解消をはかるための、政府予算に関する意見書の提出につ
いて
- 第 7 議案第49号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第50号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第 9 議案第51号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第10 予算議案第6号 平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）
- 第11 公下水特予算議案第3号 平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予
算（第2号）
- 第12 閉会中の継続審査について
- 第13 閉会中の継続調査について
- 第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 15名

1番	吉留良三君	10番	東育代君
2番	江口祥子君	11番	竹之内勉君
3番	松崎幹夫君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君
9番	中里純人君		

欠席議員 1名

4番 田中和矢君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神菌正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課長	東浩二君		
副市	長	中屋謙治君	市来支所長	中村安弘君		
教	育	長	有村孝君	教委総務課長	木下琢治君	
地方創生統括監		松尾章弘君	消	防	長	前屋満治君
総務課長		田中和幸君	食のまち推進課長	馬場裕之君		
政策課長		北山修君				

平成30年12月25日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（平石耕二君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった監査報告第4号及び第5号並びに10月分の例月出納検査の結果について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第6

議案第47号～予算議案第5号一括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第47号から日程第6、予算議案第5号までを一括して議題とします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） 私ども総務文教委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案1件、請願1件、継続審査の陳情1件の計4件であります。去る12月13日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第47号いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、企業誘致を促進するため、助成措置の要件を拡大するとともに、助成措置の額を改正しようとするものであります。

説明によりますと、1点目が雇用促進補助の額で、立地協定を締結した事業者が新規に地元の者を雇った場合、その新規雇用者一人につき50万円、限度額が1億円の初年度1回限りの助成措置であったものを、新たに3年を限度として補助できるようにするとのことであります。なお、補助の額は、従来どおり一人につき50万円、限度額1億円であります。

改正の理由は、立地を希望する事業者が、事業所の操業開始時に必要な全ての人員を雇用するのではなく、生産状況に応じて年次的に雇用するという実績があることから、こうした企業の経営実態に対応し、さらに企業誘致を促進するために助成措置を拡大するとのことであります。

2点目は、西薩中核工業団地における事業所用水使用料補助の額の算定基準となる単価の改正で、水道使用料が1トン当たり55円となるように助成していたものを、水道料金改定の平均改定率である16.9%を参考に、1トン当たり64円となるように助成するとのことであります。

改正の理由は、水道事業の経営健全化を図るために一般家庭にも水道料金の改定による負担を求めることから、立地企業についても同様に負担を求めるために改正するとのことであります。

雇用促進補助は公布の日から、事業所用水使用料補助は平成31年4月1日からの施行としており、施行の日以降に立地協定を締結する事業者について適用し、既に立地協定を締結している事業者は従前のとおりとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億330万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億5,349万9,000円とするほか、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の設定、第4条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず歳入について申し上げます。

20款市債660万円の追加は、土地改良事業債190万円の減額及び災害対策事業債850万円の追加であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

歳出においては、人事異動等による給与費等の調整が各款にわたり行われております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の

1,526万円の追加は、退職や育休、病休等による欠員補充のための職員代替臨時職員等に係る賃金等があります。

10目共生協働推進費は、自治公民館建設整備事業補助金60万4,000円の追加及びまちづくり計画事業補助金（ハード事業）171万2,000円の追加であります。

2項徴税費2目賦課費の地方税共通納税システム整備費211万7,000円の追加は、平成31年10月から導入される法人住民税等の地方税の納付を全地方公共団体へ電子納税ができるようにシステムを整備するための費用であります。

9款消防費1項消防費5目災害対策費850万円の追加は、串木野庁舎東側に建設予定の防災センターの実施設設計が完成し、来年度建設するに当たり、工事の十分な工期を確保するため、今年度、建設予定地にある車庫の除却及び整地に先行して取り組むためのものであります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費1,580万円の追加は、9月末の台風24号により照島小学校屋内運動場の屋根の防水シートの一部が剥がれ、現状を確認したところ、今回破損した箇所以外の部分にもシートの劣化が見られることから屋根全体の改修を行うための工事費であります。

2項小学校費2目教育振興費及び3項中学校費2目教育振興費の要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費は、援助児童・生徒数が当初見込んだ人数よりも増えることが予想されるため追加するものであります。なお、準要保護児童・生徒の認定割合は、平成28年度が18.8%、平成29年度が20.4%、平成30年度は24.1%を見込んでいたとのことであります。

6項保健体育費4目総合体育館管理費123万7,000円の追加は、総合体育館駐車場の太陽光パネルの一部が落雷により発電できなくなっているため修繕するものであります。

委員の中から、「雷の発生が非常に多く、落雷により機器が損傷することも心配されることから、しっかり対策を講じてほしい」との意見が述べられたのであります。

次に、第2条繰越明許費の設定についてでありま

す。

照島小学校屋内運動場屋根防水改修事業を翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、第3条債務負担行為の設定であります。

学校給食センター建設事業について、債務負担行為の期間と限度額を設定しようとするものであります。

次に、第4条地方債の補正についてであります。

緊急防災・減災事業債及び土地改良事業債の限度額を変更するものであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための政府予算に関する意見書採択の要請についての請願についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001-3、石神齊也氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するために、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することと、教職員の長時間労働是正のため、教職員定数改善が欠かせないこと。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であること。

また、離島・山間部の多い本県では、複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したときに教育の機会均等が保障されているとは言えないため、複式学級の解消を求めるものであります。

こうした観点から、35人以下学級の推進、義務教育費国庫負担制度の負担割合の復元、学校統廃合を急がない複式学級の解消などについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

審査の中で、「学校統廃合について、子どもたちの教育のために統廃合したほうが良い学校については統廃合すべきである」との意見が出される一方、「日本は、OECD諸国の中で、教育機関に対する支出が加盟国中最下位であるため、予算の拡充や35人以下学級の推進が必要であること」、また「学校

統廃合は急がずに、地域の要望や、時期が来たときに応えればよいのではないか」など、請願趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

本件は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入りますが予算議案第5号については2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので御承願います。

まず、議案第47号いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための政府予算に関する意見書採択の要請についての請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長西別府 治君登壇〕

○産業厚生委員長（西別府 治君） 私ども産業厚生委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案3件、継続審査の請願1件の計5件であります。去る12月14日に委員会を開催し、請願1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第48号いちき串木野市水道事業給水条例及びいちき串木野市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、水道事業の経営健全化を図るため、水道料金の改定及び隔月検針の導入を行うとともに、公共下水道事業について所要の改正をしようとするものであります。

説明によりますと、水道料金の改定理由は、平成29年度決算において収益的収入及び支出で約2,600万円の損失が生じ、平成30年度当初予算においても赤字予算でスタートしている。今後も市民へ安心安全な水の安定供給を行うため、老朽管の布設替はもちろんのこと、配水池、ポンプ場といった水道施設の老朽化対策や、台風、地震、集中豪雨等の自然災害に対する対策を年次的かつ計画的に実施していかなければならない。

また、全国的に問題となっている人口減少、それに伴う給水人口の減少、節約志向による使用水量の減少などにより、本市も例外なく年々料金収入が減少傾向にある。

このようなことから、独立採算制の原則に基づき、水道事業の健全な経営を図り、将来にわたって安心安全な水道水の安定供給を維持することを目的に、今回水道料金の改定をすることとあります。

なお、この条例は、平成31年4月1日からの施行とされております。

審査の中で、「総括原価方式に基づいて算出された改定率16.9%より低めの率で設定できなかったのか」と質したところ「水道料金の算定方法は総括原価方式で算出し、料金算定期間は5年間としている。この方法は、人件費、減価償却費等の営業費用及び支払利息の資本費用をあわせた費用から、水道料金

等以外の収益を控除して総括原価を算定し、その総括原価と料金収入が一致した料金設定となるように率を定めた」との答弁であります。

また、「市民への料金改定の周知方法について」質したところ、「広報紙及びおしらせ版への掲載に加え、毎月の検針時に各世帯へ料金改定の概要や隣接自治体との比較など、わかりやすい資料を配布し周知していきたい」との答弁であります。

委員の中から、「料金改定については理解するが、同時に漏水等の対策もしっかり進めていただきたい」との意見や、「今後は、新しい水源の確保など、ライフラインである水を常に供給できる体制づくりを事業者として進めていかなければならない」との意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中、委員会付託分についてであります。

今回の補正では、歳出において、各款にわたり人事異動及び退職や出向等による給与費等の調整を行っております。

まず、歳入の主なるものであります。

11款分担金及び負担金は、2項負担金1目民生費負担金で、私立保育施設等委託児童保護者負担金1,519万1,000円の追加などであります。

13款国庫支出金は、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で、児童発達支援事業費2,158万6,000円などの追加であります。

14款県支出金は、1項県負担金1目民生費県負担金で、保育施設等給付費1,050万1,000円などの追加であります。

16款寄附金は、1項寄附金3目ふるさと納税寄附金で、ふるさと納税寄附金6億円の追加であります。説明によりますと、「利用する寄附者が最も多いふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」のプランを上げたことにより、本市の返礼品の寄附者の目に触れる頻度が上がったことが、寄附金増の大きな要因である。また、11月末現在で寄附申込額が10億円を超えた」とのことです。

次に、歳出の主なるものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者等福祉費は、生活介護利用件数の増などに伴う障害者総合支援法介護給付等事業5,403万7,000円の追加であります。

2項児童福祉費2目児童運営費は、私立保育所や認定こども園などの運営費で、延べ入所者数や保育単価の増に伴う保育施設等給付費5,145万4,000円の追加及び利用見込み件数の増や指導員等加配加算の見直しなどに伴う児童発達支援事業費4,479万9,000円の追加であります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費は、当初を上回る申請件数が見込まれることによる、危険廃屋等解体撤去工事補助金400万円の追加であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費8目小規模土地改良事業費は、農業者や団体が実施する農道新設改良工事等に係る補助金122万9,000円の追加であります。

9目土地改良事業費は、設置後36年が経過した川南排水機場のポンプ及び機器等の更新、改修等を実施するための測量設計に係る県営事業負担金300万円の計上及び観音ヶ池の護岸工など市内のため池及び用排水路6箇所を整備に係る県営事業負担金557万8,000円の計上であります。

次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費は、申請件数の見込み増による空き店舗等活用促進事業補助金200万5,000円の追加及び商工業者店舗リフォーム補助金185万5,000円の追加であります。

3目食のまち推進費は、ふるさと納税寄附金の増加に伴う返礼品などの経費等に係る事業費6億円の追加であります。

説明によりますと、「今回の補正額に係る積立金は2億4,384万4,000円で、返礼品代などの経費率は59.4%になる」とのことです。

審査の中で、「ふるさと納税の偽サイトへの対応策について」質したところ、「現在、本市の偽サイトの被害については確認はとれていない。また、対応策としては、市のホームページにおいて偽サイトへの注意喚起を行っている」との答弁であります。

5目薩摩藩英国留学生記念館管理費は、明治維新

150周年記念事業として、ソラシドエアの機体にラッピングをした「いちき串木野号」の機内誌を「いちき串木野パスポート」へ刷新するための印刷製本費116万9,000円の追加及び長沢鼎の子孫であるケン・イジチ氏からの寄附金を活用し、長沢鼎のブロンズ像を制作するための委託料13万円の計上であります。

次に、8款土木費5項都市計画費4目公共下水道事業費は、人事異動等に伴う給与費等の追加に係る公共下水道事業特別会計への繰出金の追加であります。

次に、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費2目公営住宅施設災害復旧費は、台風24号により破損した酔之尾東団地の駐輪場の屋根の復旧に係る修繕料90万円の計上であります。

予算議案第5号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,690万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、1款総務費1項総務管理費で特別交付金申請の算定資料となる結核性疾病及び精神病に係るレセプトの内容確認、集計業務等を行う委託料178万2,000円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第2号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,151万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動等に伴い給与費等を調整するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○10番（東 育代君） ただいま議案第48号の委員長報告を受けたんですが、その中で水道料金の改定16.9%アップはやむを得ないと思うんですが、隔月検針の導入ということも一緒にあるんですが、この隔月検針によるメリット・デメリット、それからそれによる経費節減の効果、それから市民の料金支払い方法についてはどのようなものかお聞きしたいと思います。

○産業厚生委員長（西別府 治君） 隔月検針を行うことで約200万円の捻出がされるわけです。そして、デメリットといたしましては、31年度のいわゆる赤字分が少し残ります。毎月集金をするとすれば400万円ほど、11カ月分しかできないんですね、31年度が。2カ月分がずっと押していきますからね。ですから、その分がデメリットになるのかなど。ただ、収入としては全体的には変わらないわけですね。おわかりでしょうか。

あとについては案分していきますから、毎月の支払いについてはそう問題はないというふうに考えております。

○10番（東 育代君） 今、審査内容の報告を受けたんですが、隔月検針によるメリット・デメリットのところ、2カ月に1回ということ、人件費等の節減効果があるのかなというような審査をされたのかどうかということと、それから200万円程度とお聞きしたんですが、市民の料金の支払い方法は2カ月検針になることでどのようなものか、この2点の審査についての内容の説明を受けたいということでございます。

○産業厚生委員長（西別府 治君） 1回目に申し上げたとおり200万円、そして支払いについては案分していきますからそう市民の皆さんに御負担をか

けることはないというふうに考えております。

それから、何回も言いますが、11カ月になりまして31年度分がどうしても集金できない部分が出てきますので400万円ほど31年度が赤字になりますけど、これ実際は集金していけば赤字にはならないわけですから、そういったのを御理解いただきたいと思っております。

○10番（東 育代君） 2カ月検針になっても毎月の支払方法になるんですねということをお聞きしたかったのと、それから11カ月がどうこうじゃなくて、200万円の節減効果があることによって16.9%に抑えられたのかなど。それが毎月になるともう少し値上げをしないといけなくなったのかなどということの内容の審査をされたのかどうかということをお聞きしたかったところでした。

○産業厚生委員長（西別府 治君） すみません、一つ訂正させてください。200万円と言いましたけど、これは消火栓のほうでした。550万円でした、すみません。550万円削減効果がありますよということで、すみません、200万円は消火栓を持っていますからこのことでした。すみません、550万円です。削減効果については、今申し上げましたような内容であります。

そして、市民の皆さんへの集金の形態というのはそう心配することはないというふうに考えております、毎月ですね、心配要らないというふうに考えております。

何回も申し上げますが、料金アップによって31年度が400万円赤字ですけど、これは集金体制における毎月集金しないということで400万円ほど赤字になりますけど、実際はプラスマイナス、それは消えていきますから御理解いただきたいと思っております。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

ほかに質疑なしと認め質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第48号いちき串木野市水道事業給水条例及びいちき串木野市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第2号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第5号について討論・採決に入ります。

予算議案第5号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決

であります。

本案は2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時46分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、総務文教委員長から意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための政府予算に関する意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための政府予算に関する意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第3号

○議長（平石耕二君） それでは、追加日程第1、意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための政府予算に関する意見書の提出についてを議題といたします。

総務文教委員長に趣旨説明を求めます。

〔総務文教委員長松崎幹夫君登壇〕

○総務文教委員長（松崎幹夫君） ただいま議題とされました意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための政府予算に関する意見書について趣旨説

明を申し上げます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのためには教職員定数改善が欠かせません。

また、離島・山間部の多い本県では、複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したときに教育の機会均等が保障されているとは言えず、複式学級の解消は重要な課題であります。

このようなことから、政府関係機関に対し次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、OECD諸国並みの豊かな教育を整備するために35人以下学級を推進すること。

2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において、自治体格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

3、離島、山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合を急がず複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ趣旨説明とします。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7～日程第11

議案第49号～公下水特予算議案
第3号一括上程

○議長（平石耕二君） 次に、日程第7、議案第49号から日程第11、公下水特予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第50号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特別職報酬等については、去る12月7日に特別職報酬等審議会の答申を得ましたので、その答申を尊重し、12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、1.7月分とし、本年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。これにより、年間の期末手当の支給割合は3.25月分となり、平成31年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

議案第51号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給料表等を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、第1に職員の給料表を平均0.2%引き上げるもので、本年4月1日から適用しようとするものであります。

第2に勤勉手当の改正であります。12月の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、0.95月分とし、本年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。これにより、年間の勤勉手当の支給割合は1.85月分となり、平成31年度からは、今回引上げ分を6月と12月に均等配分するとともに、期末手

当についても平成31年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

第3に宿日直手当の改正であります。勤務1回に係る支給額の限度を4,400円にするなど宿日直手当を改正しようとするものであります。

これらの改正に伴う影響額は、共済費を含めて、一般職員分で1,057万9,000円、議会議員、市長、副市長及び教育長分で40万円の合計1,097万9,000円となる見込みであります。

次に、予算議案第6号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,069万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億6,419万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において議案第49号から議案第51号に係る給与費を各款にわたり調整し1,051万7,000円を追加するとともに、特別会計への繰入金17万7,000円の追加であります。

また、ふるさと納税寄附金に係るものとしまして、7款商工費で寄附金の増に伴う返礼品等の追加であります。

歳入は、9款地方交付税で今回の補正財源所要額の追加、16款寄附金でふるさと納税寄附金4億円の追加であります。

次に公下水特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,168万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において1款総務費及び2款事業費で、給与改定に伴う給与費の追加であります。

歳入は、4款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

まず、議案第49号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第6号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

○8番（濱田 尚君） ふるさと納税関係で質疑を行います。今回16億円を見込むということで、非常に多くの寄附者が寄附を寄せていただくということでありがたいことでもありますけれども、当初見込んだ寄附者への対応と、そして返礼品などの生産の体制などは十分とれているのかお伺いをいたします。

○食のまち推進課長（馬場裕之君） 寄附者に対する返礼品の対応ということでございますが、寄附者に対しては、寄附を受けた後、大体一月以内に返礼品を送るということで対応させていただいております。寄附者によってはお急ぎになる方、返礼品を早く受け取りたいという方がいらっしゃいます。その場合は連絡を受けた時点、電話、メール等を受けた時点でパートナー企業と連絡をとりまして至急対応するようにいたしております。

生産体制につきましても、各パートナー企業から月ごとに一月まとめて請求書をいただいております。それを迅速に処理をいたしまして支払いをしている状況でございます。

○8番（濱田 尚君） やはりレスポンスとか素早い対応が次年度へのリピーターの見込みとなると思いますので、その辺の対応、そして事業者にもしつ

かり対応していただくように周知徹底をしていただきたいと思います。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第49号から公下水特予算議案第3号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から公下水特予算議案第3号までについては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第49号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平石耕二君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号いちき串木野市市長、副市長及

び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第6号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 閉会中の継続審査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第12、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第13 閉会中の継続調査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第14 議員派遣について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、職員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（平石耕二君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

これからいよいよ寒さが厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様方には健康に一層留意され越年されますよう心から御祈念を申し上げ御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（平石耕二君） これで、平成30年第4回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時8分

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元、 複式学級解消をはかるための、政府予算に関する意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が健全に勤務できるよう長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どものゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、政府の予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育を整備するために、35人以下学級を推進すること。
- 2 学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合を急がず複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第2号 安定ヨウ素剤の配布についての陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成30年12月25日

総務文教委員会
委員長 松崎 幹夫

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 請願第1号 飲食店等の禁煙化の推進についての請願
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成30年12月25日

産業厚生委員会
委員長 西別 府治

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 教育問題について

平成30年12月25日

総務文教委員会

委員長 松 崎 幹 夫

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 生活環境について
 2. 住民福祉について
 3. 健康増進について
 4. 農林水産業の振興策について
 5. 商工・観光・交通運輸について
 6. 公共事業（社会資本整備）について

平成30年12月25日

産業厚生委員会

委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成31年1月17日（木）
- (4) 派遣議員 全議員

2. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成31年1月18日（金）
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員